

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和7年3月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和6年度財政援助団体等監査の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和7年3月27日

港区監査委員

徳重寛之

同

有賀謙二

同

二島豊司

同

砂川佳子

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象団体等	1
3	監査対象範囲	1
4	監査実施団体及び監査の方法	1
5	監査の主な観点	3
第 2	監査の結果	5

第1 監査の概要

1 監査実施期間

令和6年10月10日から令和7年1月31日まで

2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記（1）から（3）の団体等を所管する部局

3 監査対象範囲

令和5年度の事業を対象に実施した。

4 監査実施団体及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.1から11までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

また、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

(2) 書面監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.12から14までの団体を対象に、財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に対して書面監査を行った。

《監査実施団体等一覧表》

No.	団体名称	補助金等の名称	補助金等の額 (単位：円)
1	株式会社 日本保育サービス	神明保育園管理運営	318,323,929
		神明子ども中高生プラザ管理運営	137,813,056
		たかはま保育園管理運営	298,901,837
2	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	東麻布保育園管理運営	322,211,598
3	公益財団法人 東京YMCA	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営	163,949,673
		芝浦アイランドこども園管理運営	330,098,308
4	社会福祉法人 奉優会	特別養護老人ホーム白金の森管理運営	81,892,046
		高齢者在宅サービスセンター白金の森管理運営	11,918,981
		地域包括支援センター白金の森管理運営	61,109,065
5	株式会社 東急コミュニティー	高齢者集合住宅管理運営（4施設）	20,616,463
		障害者住宅シティハイツ竹芝管理運営	22,523,229
		特定公共賃貸住宅管理運営（5施設）	217,987,863
		区営住宅管理運営（8施設）	108,183,008

		区立住宅管理運営（3施設）	116,632,047
6	社会福祉法人 長岡福祉協会	障害者グループホーム芝浦管理運営	23,519,999
7	社会福祉法人 健誠会	障害者支援ホーム南麻布管理運営	130,200,511
8	学校法人 慈恵大学	がん在宅緩和ケア支援センター管理運営	80,632,541
9	社会福祉法人 特別区社会福祉事業団	母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい管理運営	84,597,658
10	タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ	公共駐車場管理運営（2施設）	—
11	公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団	出資金	500,000,000
		公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成金	665,921,551
12	特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション	みなと子育てサポートハウス事業補助金	59,161,097
13	港区私立幼稚園連合会	港区私立幼稚園連合会補助金	12,077,848
14	港ユネスコ協会	港ユネスコ協会補助金	3,765,945

5 監査の主な観点

（1）補助金等交付団体

ア 所管部局

（ア）補助金等の算定額、交付方法、時期、手続等は適正か。

（イ）補助金等の効果及び条件の履行確認は、実績報告等によりなされているか。

（ウ）補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 団体

(ア) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求は適時に行われているか。

(イ) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施されているか。

(ウ) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

(2) 出資団体

ア 所管部局

団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

イ 団体

(ア) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(イ) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。

(ウ) 経営成績及び財政状態は健全か。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 所管部局

(ア) 管理運営に関する基本協定、年次協定は、適正に行われているか。

(イ) 委託料算定及び委託料支出の方法、時期、手続等は、適正か。

(ウ) 指定管理業務の履行の確認は、清算報告書又は実績報告書によりなされているか。

(エ) 指定管理者への指導監督は、適時かつ適切に行われているか。

イ 団体

(ア) 基本協定、年次協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(イ) 指定管理業務に係る収支の会計経理は適正か。

(ウ) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

第2 監査の結果

1 株式会社日本保育サービス

【所管部局：芝地区総合支所】

区は、株式会社日本保育サービスに対して、管理運営に係る指定管理料として、神明保育園に318,323,929円、神明子ども中高生プラザに137,813,056円を支出した。

(1) 事業計画の協議に基づく変更について《指摘事項》

指定管理者は、給食食材費の予算が不足するとして、令和6年3月22日付けで区に予算流用を協議し、同日付けで区は承諾したが、既に同年2月末時点で執行額が当初予算額を上回っており、予算の裏付けなしに給食食材費を購入していた。

予算が不足している状況において、予算流用の協議日前に食材を発注することはできない。

所管課は、予算流用の協議に係る事務処理が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

(2) 事業計画の協議に基づく変更について《指摘事項》

指定管理者は、神明子ども中高生プラザ事務室の鍵の修繕等に当たり、修繕費の予算が不足するとして、令和6年3月15日付けで区に予算流用を協議し、同日付けで区は承諾したが、1月に発注した修繕費の執行予定額を含むと、既にその時点で執行額が当初予算額を上回っており、予算の裏付けなしに修繕をしていた。

予算が不足している状況において、予算流用の協議日前に修繕を発注することはできない。

所管課は、予算流用の協議に係る事務処理が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、株式会社日本保育サービスに対して、たかはま保育園管理運営に係る指定管理料として298,901,837円を支出した。

(1) 指定管理料に係る経費区分について《指摘事項》

職員人件費は、給与、福利厚生費、通勤交通費等の施設に勤務する職員等に係る人件費としている。たかはま保育園の園外保育や研修等で外出する際の施設で実施する事業等に係る現場交通費については、指定管理料の経費区分にある職員人件費には該当しない。

しかし、指定管理者は、現場交通費127,499円を、非清算項目の事業運営費で支出すべきところ、認識を誤り、清算項目である職員人件費から支出していた。

職員人件費は清算項目であり、区への返還金は発生していないが、指定管理者が本来得られた利益が損なわれたことにもなり、正当な経費区分から支出すべきである。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(2) 事業計画書の記載内容について「意見事項」

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は、収入支出の予算、年間計画書、職員の構成、職員の履歴及び資格に関する事項並びに非常勤職員の雇用に関する事項を記載した事業計画書を速やかに区に提出する旨を定めているが、収入支出の予算、職員の履歴及び資格に関する事項並びに非常勤職員の雇用に関する事項を記載した書類がなかった。

基本協定書で提出する旨を定めていたにもかかわらず、事業計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、基本協定書で規定した事業計画が提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

(3) 執行状況報告書の提出について「意見事項」

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は、四半期ごとに支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月30日までに区に提出する旨を定めているが、第1、第2及び第3四半期の執行状況報告書を、翌月30日までに提出していなかった。

基本協定書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに四半期の執行状況報告書が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、基本協定書で規定した期限までに四半期の執行状況報告書が

提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

(4) 備品の管理について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は、指定期間内に区が指定管理者に使用させる保全物品について、保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない旨を定めているが、区が購入し貸与した備品を保全物品整理簿に記載していなかった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず、保全物品整理簿に記載していなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準書で規定した様式に基づき、適正に備品を管理するよう、指定管理者を指導されたい。

2 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

【所管部局：麻布地区総合支所】

区は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に対して、東麻布保育園管理運営に係る指定管理料として322,211,598円を支出した。

(1) 指定管理料に係る経費区分について《指摘事項》

職員人件費は、給与、福利厚生費、通勤交通費等の施設に勤務する職員等に係る人件費としている。東麻布保育園の園外保育や研修等で外出する際の施設で実施する事業等に係る現場交通費については、指定管理料の経費区分にある職員人件費には該当しない。

しかし、指定管理者は、現場交通費47,248円を非清算項目の事業運営費で支出すべきところ、認識を誤り、清算項目である職員人件費から支出していた。

職員人件費は清算項目であり、区への返還金は発生していないが、指定管理者が本来得られた利益が損なわれたことにもなり、正当な経費区分から支出すべきである。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(2) 第三者評価の結果の公表について《意見事項》

第三者評価の結果の公表については、指定管理者制度の所管である連携協創担当から、令和5年4月に発出した通知や指定管理施設担当者用説明資料等により、所管課が第三者評価を実施したときは、「第三者評価改善状況報告書」により評価結果への対応について検証のうえ、実施した翌年度の5月末までにその結果も区ホームページで公表する旨を周知している。

しかし、所管課は、令和4年11月16日に実施した第三者評価結果及び結果に対する対応状況を公表していなかった。複数の方法で周知されていたにもかかわらず、区が定めた期限までに第三者評価結果及び結果に対する対応状況が公表されていなかったことは遺憾である。

所管課は、指定管理者制度の実務を十分理解し、第三者評価を実施したときは、区が定めた期限までに公表されたい。

3 公益財団法人東京YMCA

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、公益財団法人東京YMCAに対して、芝浦アイランドこども園管理運営に係る指定管理料として330,098,308円を支出した。

(1) 従事職員名簿の提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は指定管理業務開始前に従事職員の名簿を区に提出する旨を定めているが、提出していなかった。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに従事職員の名簿が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準書で規定した期限までに従事職員の名簿が提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

4 社会福祉法人奉優会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人奉優会に対して、地域包括支援センター白金の森管理運営に係る指定管理料として61,109,065円を支出した。

(1) 指定管理料に係る経費区分について《指摘事項》

施設管理経費は、施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等に係る経費としており、地域包括支援センター白金の森の職員の健康診断や予防接種等に係る福利厚生費については、指定管理料の経費区分にある施設管理経費には該当しない。

しかし、指定管理者は、福利厚生費128,513円を、清算項目の職員人件費で支出すべきところ、認識を誤り、非清算項目である施設管理経費から支出していた。

清算項目である職員人件費に余剰金はないため、福利厚生費128,513円を職員人件費で支出したとしても、区への返還金は発生しないが、正当な経費区分から支出をすべきである。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

5 株式会社東急コミュニティー

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、株式会社東急コミュニティーに対して、障害者住宅シティハイツ竹芝管理運営に係る指定管理料として22,523,229円を支出した。

(1) 指定管理料の清算について《指摘事項》

所管課は、指定管理者から令和6年4月17日付けで収受した清算書に代表者印がないことを認識していたが、出納整理期間内に手続を早く進めることを優先し、同日に起案して、4月22日に指定管理料の戻入通知書を発行し、清算処理をした。

その後、所管課は、指定管理者から新たに代表者印のある令和6年4月23日付けの清算書を同日収受し、令和6年4月17日付けの起案文書にそのまま差し替えてしまった。

指定管理料は、指定管理者から根拠となる清算書類が提出されなければ、清算することができない。また、文書の収受日より前に起案し、戻入通知書を発行することもできない。

所管課は、指定管理者に正当な清算書類を提出するよう指導すべきである。また、提出された書類については、その内容を十分に精査し、適正な

事務処理をすべきである。

(2) 事業計画書の提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めている。また、従事職員の名簿は、指定管理業務開始前に区に提出する旨を定めているが、指定管理者は、令和5年度分の事業計画書を令和5年3月14日付けで、従事職員の名簿を令和5年4月1日付けで提出していた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業計画及び従事職員の名簿が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準書で規定した期限までに事業計画等が提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

【所管部局：街づくり支援部】

区は、株式会社東急コミュニティーに対して、管理運営に係る指定管理料として、特定公共賃貸住宅に217,987,863円、区営住宅に108,183,008円、区立住宅に116,632,047円を支出した。

(1) 再委託業務の報告書について《意見事項》

当該指定管理に係る管理運営業務仕様書では、指定管理者は、再委託した業務については、区への月次報告の提出の際に報告書の写しを添付する旨を定めているが、区が再委託を承諾した全124件の業務のうち、11件の業務について、報告書の写しを提出していなかった。

管理運営業務仕様書で提出を定めていたにもかかわらず、再委託業務の報告書の写しの提出漏れがあったことは遺憾である。

所管課は、管理運営業務仕様書で規定した再委託業務の全ての報告書の写しが提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

6 社会福祉法人長岡福祉協会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人長岡福祉協会に対して、障害者グループホーム芝浦管理運営に係る指定管理料として23,519,999円を支出した。

(1) 備品の管理について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は、指定期間内に区が指定管理者に使用させる保全物品について、保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない旨を定めているが、区が購入し貸与した備品について、保全物品整理簿を作成していなかった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず、保全物品整理簿を作成していなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準書に規定した様式に基づき、適正に備品を管理するよう、指定管理者を指導されたい。

7 社会福祉法人健誠会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人健誠会に対して、障害者支援ホーム南麻布管理運営に係る指定管理料として130,200,511円を支出した。

(1) 普通救命講習の受講について《指摘事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は、AEDの適切な使用ができるよう、普通救命講習を受講する旨を定めているが、令和2年3月1日の施設の開設時に普通救命講習を受講した職員の救命技能認定証の有効期限が切れていた。また、開設時以降に配属された職員は、普通救命講習を一度も受講していなかった。

業務基準書で普通救命講習の受講を定めていたにもかかわらず、有効な救命技能認定証を所持する職員がいなかったことは不適切である。

所管課は、業務基準書で規定した普通救命講習を適切に受講するよう、指定管理者を指導すべきである。

8 学校法人慈恵大学

【所管部局：みなと保健所】

区は、学校法人慈恵大学に対して、がん在宅緩和ケア支援センター管理運営に係る指定管理料として80,632,541円を支出した。

(1) 業務の再委託について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は、事前に区の承認を受けた場合、業務の一部を第三者に委託することができるとしている。指定管理者は、清掃業務について、区と再委託協議をしていたが、再委託業者とは別の業者名の作業報告書が提出されていた。

再委託が承諾されている業者とは別の業者が業務を履行することはできない。

所管課は、再委託協議が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

(2) モニタリングの実施について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、所管課は、自らモニタリングを実施する旨を定めているが、月次モニタリング及び四半期執行状況報告モニタリングを実施していなかった。

所管課は、令和2年度財政援助団体等監査で口頭注意を受けていたにもかかわらず、改善されていないことは、極めて不適切である。

所管課は、施設管理者として、指定管理者の施設管理状況の確認を徹底すべきである。

9 社会福祉法人特別区社会福祉事業団

【所管部局：子ども家庭支援部】

区は、社会福祉法人特別区社会福祉事業団に対して、母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい管理運営に係る指定管理料として84,597,658円を支出した。

(1) 事業計画書の提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めているが、令和5年度分の事業計画書を令和5年3月6日付けで提出していた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

(2) 備品の取扱いについて《意見事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、備品等（Ⅰ種）は区が購入等により調達し、指定管理者に無償で貸与すること及び指定管理者は自己の費用等により備品等（Ⅱ種）を購入又は調達することができる旨を定めているが、指定管理者は、当該施設が区の初めての指定管理施設であったことから、備品の取扱いをよく理解せず、指定管理料で5万円以上の備品を2点（パソコン2台。1台当たり99,000円）購入していた。

基本協定書に備品の取扱いを規定していたにもかかわらず、誤った備品の取扱いをしていたことは遺憾である。

所管課は、指定管理料の適正な支出の把握に努めるとともに、適正な備品の取扱いをするよう指定管理者を指導されたい。

10 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

【所管部局：文化芸術事業連携担当】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する補助金として665,921,551円を支出した。

（1）事業計画の変更申請漏れについて《指摘事項》

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例施行規則第7条第2号では、補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助対象事業計画変更等承認申請書（第5号様式）により、区の承認を得る旨を規定しているが、同財団は、区の承認を得ずに文化振興・生涯学習支援事業費から人件費へ予算を6,100,000円流用していた。

平成8年の同財団設立当初から事業を実施していたにもかかわらず、事業変更手続を怠ったことは極めて不適切である。また、所管課は、同財団を指導する立場にあるにもかかわらず、本監査実施まで気づかず、その責務を十分に果たしているとは言い難い。

所管課は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対し、当該条例施行規則に基づき、適正な事務処理を徹底するよう指導すべきである。また、提出された実績報告書等を十分に精査し、予算執行に基づく補助金の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

11 港区私立幼稚園連合会

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、港区私立幼稚園連合会に対する補助金として12,077,848円を支出した。

(1) 実績報告書の提出について《指摘事項》

令和6年3月29日付けで提出のあった実績報告書に添付されている、各園長名、東京都私立幼稚園連合会港支部長名又は東京都学校法人幼稚園連合会港支部長名で発行された、港区私立幼稚園連合会会長あての各事業の「請求書・領収書」101件全てが、令和6年4月の日付だった。

令和6年3月29日付けの実績報告書に、令和6年4月の日付の「請求書・領収書」が添付されることはあり得ない。

所管課は、実績報告書の審査の際に日付の不整合を確認できなかった。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱に基づく適正な事務処理を徹底するとともに、提出された実績報告書について、その内容を十分に審査すべきである。

(2) 支出根拠資料の添付について《指摘事項》

港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱第10条では、実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する旨を規定しているが、東京都学校法人幼稚園連合会港支部の研修費は、同支部長名で発行された、研修会全体の経費の「請求書・領収書」及び日にちや金額が記載された表が実績報告書に添付されているだけで、支払の明細を確認できる証拠書類の添付がなかった。

支払の明細を確認できる証拠書類がなければ、内容を審査し、交付すべき補助金の交付額を確定することはできない。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、同要綱に基づく適正な事務処理を徹底するとともに、提出された実績報告書について、その内容を十分に審査すべきである。

(3) 交付申請書類等について《意見事項》

港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱第3条第2号では、交付申請書の添付書類として、「収支予算書」を提出する旨を規定しているが、添付され

ていなかった。

また、同要綱第9条第1項では、実績報告について、実績報告書（第3号様式）を提出する旨を規定しているが、実績報告書とは異なる書式で作成していた。

交付申請書の添付書類については、令和3年度財政援助団体等監査で意見を受けていたにもかかわらず、改善されていないことは、極めて遺憾である。

所管課は、書類を受理した際に書式の不整合を確認できなかった。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、同要綱に基づく交付申請書等を提出するよう指導するとともに、交付申請書等を受理した際は、適正な書類であるかを厳正に確認すべきである。

（4）交付申請書の提出について《意見事項》

港区私立幼稚園連合会は、令和5年度の事業が年度当初から実施されているにもかかわらず、令和6年2月20日付けで、補助金の交付申請をしていた。

港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱第3条では、交付申請書には「事業計画及び所要額算定内訳書」及び「収支予算書」を添付する旨を規定しており、本来、事業実施前に交付申請すべきところ、年度末近くに申請していたことは遺憾である。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、同要綱に基づき、事業の実施前に交付申請するよう指導すべきである。